

文部科学省 各府省からの第2次回答

管控行 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの意見		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
33	当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が提出されていることからも、この問題は待機児童の解消及び認定こどもへの施行に大きな影響を与えるものと考える。加えて保育業界及び教育界両組織が、各府省からも経過措置の実施を求める声を出し、より保育園の運営の負担軽減の観点から、また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議論から、経過措置を延長しなければ保育教育局からなる子どもの円滑な発達と成長とともに保育園の運営を維持していくことが求められるなどから、多くの自治体が経過措置の実施を希望する声があり、今までの経過措置は認定こどもへの施行に支障が発生することには明白である。そこで、本件は、秋頃から年明け頃に遅くも春頃に開催される予定だが、この実行は物議紛糾やムードの悪化に即ちる憂慮をもつ懸念課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にしてもらいたいと考える。	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定めること」 ○「候ったが、保育施設等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、内閣府子ども子育て支援会議等、多くの教育・保育業界団体から意見が想ひ声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現状及び行方において大きな危機が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではない。」 ○「今後措置のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。」	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら「幼児保育型認定こども園における保育業の資格の特例」等についての見直しの方針について議論を行う予定である。	
35	提案の実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。	-	-	-	【全国知事会】 博物館をはじめとする社会教育に関する事業など、様々な施策と連携させることにより効果的・効率的に実施できる事務について、各地方公共団体の判断により首長部局での実施を可能とするなど。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「公民社会教育振興の実現については、直接地方の実情を踏まえ、面接面にてより効果的に判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公民社会教育振興の推進に関する措置を講じられることを条件に、対応すべきと考える。」という中教審生涯学習分科会幹事長の意見。 ○「社会教育の実効的な実施の確保に関する措置については、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)、地方分権改進推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)、同委員会第3次勧告(平成21年10月7日)、「義務付け・枠付けの変なら見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)等によるもの。 ○「移管が可能なとする場合には、法改正が必要と思われるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、博物館法及び図書館法の改正を検討されたい」ということ。	御指摘の方向で考えている。





文部科学省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
70	公設学校の施設整備費についても前年度に行なった実施設計と勘合対象どころがかかるとしている。内示の「公設学校にスケジュールが争え、複数回の事前協議の機会がうけられているものの、内示と合わせて複数回の事前協議の機会がうけられる」との回答だが、その内示が「内示後の事業着手などと、その後の実施設計、公設(人札)、開札、工事着工との契約、近隣住民への説明段階にて調整をすること」であり、十分な工期がとれず、実施設計的には前年度での事業元了が可能である。実施設計は本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保するのみで、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考える。	【報道機関】 「公設学校にスケジュールが争え、複数回の事前協議の機会がうけられているものの、内示と合わせて複数回の事前協議の機会がうけられる」との回答だが、その内示が「内示後の事業着手などと、その後の実施設計、公設(人札)、開札、工事着工との契約、近隣住民への説明段階にて調整をすること」であり、十分な工期がとれず、実施設計的には前年度での事業元了が可能である。実施設計は本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保するのみで、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考える。  【全国市長会】 「公設学校にスケジュールが争え、複数回の事前協議の機会がうけられているものの、内示と合わせて複数回の事前協議の機会がうけられる」との回答だが、その内示が「内示後の事業着手などと、その後の実施設計、公設(人札)、開札、工事着工との契約、近隣住民への説明段階にて調整をすること」であり、十分な工期がとれず、実施設計的には前年度での事業元了が可能である。実施設計は本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保するのみで、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考える。  【全国町村会】 「公設学校にスケジュールが争え、複数回の事前協議の機会がうけられる」との回答だが、その内示が「内示後の事業着手などと、その後の実施設計、公設(人札)、開札、工事着工との契約、近隣住民への説明段階にて調整をすること」であり、十分な工期がとれず、実施設計的には前年度での事業元了が可能である。実施設計は本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保するのみで、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考える。	-	-	【全国知事会】 「内示の予定期間内に予定期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保する」との回答だが、その内示が「内示の予定期間内に予定期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保する」との回答があるため、現状を踏まえた再回答を求める。  【全国市長会】 「内示の予定期間内に予定期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保する」との回答だが、その内示が「内示の予定期間内に予定期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保する」との回答があるため、現状を踏まえた再回答を求める。  【全国町村会】 「内示の予定期間内に予定期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保する」との回答だが、その内示が「内示の予定期間内に予定期間を踏まえつつ、整備計画に合わせて改めて内示の予定期間を確保する」との回答があるため、現状を踏まえた再回答を求める。	-	-	-
71	事業協定についても、年度内に複数回行なうことを出来あるスケジュールと一緒にしているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の実情によると、実施設計は1か月程度、本体工事には少なくとも2か月程度の期間を要し、年度前半の事前協議は行なう場合でも、そもそもその年の実情によってはこの期間で本体工事を終えることが不可能である。内示前の実施設計が勘合対象となれば、年度前半での事前協議の場合、前年度での整備が可能なとなるケースが増大、また、年度後半での事前協議でも、内示後に1年目での工事着手が可能となることを踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解決に繋がると考える。	【報道機関】 「年度内に複数回行なうことを出来あるスケジュールと一緒にしているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の実情によると、実施設計は1か月程度、本体工事には少なくとも2か月程度の期間を要し、年度前半の事前協議は行なう場合でも、そもそもその年の実情によってはこの期間で本体工事を終えることが不可能である。内示前の実施設計が勘合対象となれば、年度前半での事前協議の場合、前年度での整備が可能なとなるケースが増大、また、年度後半での事前協議でも、内示後に1年目での工事着手が可能となることを踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解決に繋がると考える。  【報道機関】 「内示前の実施設計が勘合対象となれば、年度前半での事前協議の場合、前年度での整備が可能なとなるケースが増大、また、年度後半での事前協議でも、内示後に1年目での工事着手が可能となることを踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解決に繋がると考える。	-	-	【全国知事会】 「内示は現行制度上自体工事に対する見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするなどして、より具体的に自体工事に対する分担を示すことが必要である。  【全国市長会】 「内示からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。	-	【全国知事会】 「内示は現行制度上自体工事に対する見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするなどして、より具体的に自体工事に対する分担を示すことが必要である。  【全国市長会】 「内示からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。	【全国知事会】 「内示は現行制度上自体工事に対する見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするなどして、より具体的に自体工事に対する分担を示すことが必要である。  【全国市長会】 「内示からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。

文部科学省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
113	市町村における事務負担体制について、基盤改善等加算以外の加算や選択等の事例はすでに内閣府より示されていますが、市町村が持つべきものと市町村が持つべきしないものとの考え方は当たらないと考えるが、その判断される根拠をお示しいただいたいため、各種式について、自治体の負担を柔軟化していくために、どの大変わりたしてあるのか、また、市町村の負担を柔軟化する根拠等が整っていることを理解として認めておく事例をうなづかせてもらいたいと考える。	なし	なし	なし	【全国市長会】 補助金導入された市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手擧げ方式とすることを含めた手帳を承める。	1次回答にもあるように、通過改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員負担によるものであり、市町村の負担ではないのであり、慎重な対応が必要であるなどながら、都道府県・政令市・中核市等の市町村が持つべきものと市町村が持つべきしないものとの考え方を認定者としている。	1次回答にもあるように、他の加算と異なり、職員負担によるものであり、慎重な対応が必要であるなどながら、都道府県・政令市・中核市等の市町村が持つべきものと市町村が持つべきしないものとの考え方を認定者としている。
114	② 体育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保健課係から「体育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成28年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保健課連絡会議)により、「体育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が開設され、研修の実施が開始された。研修の実施状況は、各都道府県の保健課係から報告が寄せられているところ。	なし	なし	なし	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。	一次回答でお答えしたとおり、体育士等の技術・経験に応じた通過改善に係るキャリアアップ研修については、規制点においても、「通過研修やセミナー、ビデオ学習」による受講が認められている。	一次回答でお答えしたとおり、体育士等キャリアアップ研修の実施についてにおいてお問い合わせを受けた際は、厚生労働省キャリアアップ研修をセミナーで実施することに関しては否決していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しております。今後、会員事業である「体育士等キャリアアップ研修」の実施にあたっては、各都道府県の保健課係から報告が寄せられる必要がある。(15年1月上旬の研修(第1期)のねらい(概要及び内容)前に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認する」とされているところ。

文部科学省 各府省からの第2次回答

管轄 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの意見		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答		
	見解	補足資料	見解	補足資料					
147	<p>○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査範囲を拡長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るもののです。</p> <p>○ 監査業務の効率化を目的とする監査期間の見直しは不適切であるとのご指摘について、幼保連携認定こども園特別助成金・介護老人保健施設等の監査対象施設の種類や特徴等を考慮して監査期間を適切に設定する方針を取る方針であります。また、各府省からの意見を踏まえて、各府省が監査に対する十分な監査時間を確保することは実質的に困難であり、現行の施設監査周辺は現場の実情を踏まえて監査期間を適度に延長する方針を取ることで監査の質が確保されるものと想定する必要があります。</p> <p>○ 本件提案の実現による利害関係者に大きな負担を下さるとのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の頻度や時間に十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自ら実施しており、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が継続確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。</p> <p>○ 「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行った場合は、法人監査も併せて行ふよう配慮すること」とされていました一方で、現行では法人監査と施設監査を毎回とも実施することが困難であり、監査周辺を見直すべきと考えます。</p>	—	—	—	【全国市長会】	○ 児童福祉施設の監査は、適切な入所者待遇や入所者の生活環境等の確保を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者待遇の低下を招かれないことから適切の考え方。 書面による実施が可能なとしていることにより問題のある施設に対する監査の要点には困らされているものと考える。法人監査と施設監査の実施頻度は、場合によって監査年度の低下によって上記実施頻度を調整する方針であります。また、各府省からの意見を踏まえて、各府省が監査に対する十分な監査時間を確保することは実質的に困難であり、現行の施設監査周辺は現場の実情を踏まえて監査期間を適度に延長する方針を取ることで監査の質が確保されるものと想定する必要があります。現地の状況に応じて監査の頻度を変更していくことの可否を見直す必要があると考えます。	○ 児童福祉施設の監査は、適切な入所者待遇や入所者の生活環境等の確保を目的として毎年1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者待遇の低下を招かれないことから適切の考え方。 書面による実施が可能なとしていることにより問題のある施設に対する監査の要点には困らされているものと考える。法人監査と施設監査の実施頻度は、場合によって監査年度の低下によって上記実施頻度を調整する方針であります。また、各府省からの意見を踏まえて、各府省が監査に対する十分な監査時間を確保することは実質的に困難であり、現行の施設監査周辺は現場の実情を踏まえて監査期間を適度に延長する方針を取ることで監査の質が確保されるものと想定する必要があります。現地の状況に応じて監査の頻度を変更していくことの可否を見直す必要があると考えます。	これにより、既に実施に応じて柔軟な対応が可能となり、異なる業種の効率性を以て周辺の監査を行うことができる。 ○ ①監査実施する業界は、生産における人材形成の基礎を担うものであることから、教育の受け手の成長と同時に「教育の質」の確保、向上が求められており、保護者の養育や子どもの健全な成長を確保する方針であります。また、保護者自身の立場から見ても監査1回以上は、人材配置監査を実施しているもの等についても監査を行う方針です。 また、児童福祉施設等の社会的意義の施設では、施設に所属する子どもの最高の利益を図るために、法律や規則に基づき、施設の運営や運営の方法、運営の実態、運営の監査等を行っているのが特徴です。 このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているのか、法人監査と開拓する方針が取るべきであることを改めて確認しておきたいところです。 実施は困難。 ○ ②監査の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、既往の施設運営の監査結果等、監査の結果を踏まえて監査頻度を2年1回としている方針であります。つまり、監査の頻度は監査結果等によって監査頻度を変更していくことによって、より多くの監査が実施されることが可能となるため不適切である。 さらなる業務の効率性を以て施設の監査をすることが可能となるため不適切である。 実施は困難。 ○ ③後進施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、既往の施設運営の監査結果等、監査の結果を踏まえて監査頻度を2年1回としている方針であります。つまり、監査の頻度は監査結果等によって監査頻度を変更していくことによって、より多くの監査が実施されることが可能となるため不適切である。 実施は困難。	○ 各府省からの第2次回答

文部科学省 各府省からの第2次回答



文部科学省 各府省からの第2次回答

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
194	経済指標終了後に、幼保連携型認定こども園の施設配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支援となることから、早期に具体的な方針をお示しいれるとより関係府省において実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定めらるい1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、中央政府も含めて多くの教育・保育業界団体から意見を聴む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において大きな支障が発生することを踏まれば、当然措置すべきではない。」 ○「今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。」	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

文部科学省 各府省からの第2次回答



文部科学省 各府省からの第2次回答

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
222	本提案の趣旨を踏まえ、明確に整備を行っていただきたいものであり、「柔軟なこと」といいます。上記の整備を踏まえ、執行利便上で実現可能な範囲について、文書等で自治体へ広く周知されることをお願いいたします。	—	—	—	【全国知事会】 各府省からの回答は、「現行制度上でも実現可能」となっているが、提案団体の提案が真に実現可能か、提案の趣旨を十分確認すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、各府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	○「柔軟なこと」を踏まえ、各府省の各自が持てる柔軟性を尊重する立場が保証され、その状況であれば、オンラインでの使用は可能であるとのことであります。そのように理解していない自治体も存在したから、その旨を自治体に対し通知で平成30年中に周知していただきたい。	又各自では、「地域教育の運営に向けた指針」(令和2年3月14日)を策定したことについて、都道府県教育委員会、市町村教育委員会や学校法人等の学校設置者、及び、学校設置者を通じて各学校へ通知する予定。(今月中に通知を发出予定) この通知の中で、今回の提案の内容は、現行で実施可能である旨を記載する予定。
230	平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対処願いたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答があったが、保育教諭等の資格要件に関する経過措置の延長については、地方自治だけではなく、子育て会議の運営主体である都道府県の教育・保育連携団体から最終を希望される上であれども、延長を行わなければ教諭・准教諭の登録及び行動における大きな支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○、今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら「幼保健機関認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

文部科学省 各府省からの第2次回答

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
276	<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念</p> <p>既に経過措置期間がこのまま終了してしまった場合、専門の免許・資格を有しない保育教諭は提案団体上の有資格者として、専門性の高い保育教育を施すからではなく、専門性の低い保育教諭が行なうべきである。そのため、未認可園児の受け入れが困難にならかでない。また、年少期における経過措置も必要になるとから、近くの地域の民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村においては、未認可園児を受け入れるため、本邦通則教育法による認可園児を受け入れるため、市町村にては、未認可園児を受け入れるため、その他の費用負担がかかる。そのため、施設によっては専門の資格を持っていない保育教諭の待遇が遅延(異動や賃金減など)することもある。</p> <p>○既存組織体からも実績を認められ、本件についても、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強く出されており、内閣府も、今後も、各府省の実務者の議事録や資料を参照しても、経過措置を継長させなければ多くの支援が受けられる旨明記ある。</p> <p>○区分別の実情</p> <p>大都市圏や都道府県等と異なり、各府省が認定を実質でさうる養成校等に多くの問題を抱かかっている。これらの養成校員は大部分雇用されにあらず、現行の内外界界で、保育教諭を確保するためには、未認可園児に対しては園中に他職や通園教育での受講を加速度的に求めざるを得ない。そのため、未認可園児の認可されれば、未認可園児に向けた対応が可能となるため、速やかに転向するが公的支援が受けられない。</p> <p>○潜在保育士の活用も可能に</p> <p>また、経過措置の実施を踏まえれば、現在勤めている保育教諭の転換だけではなく、新たに未認可園児を対象とする新規園児の認可園児との連携を強化されることから、既設組織でも未認可園児の活用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即時力として活用するとの可能性になる。</p> <p>○区分別の実現率</p> <p>加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置について、市中市(管理番号184番)や船山市(管理番号230番)が指摘しているように今後支援が生じると指摘である。本件と併せて専門を踏まえ、保育教諭が就業しやすい環境を整えていたいだきたいた。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定めらるる1回目における候だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、内閣府も、今後も、各府省の実務者の議事録や資料を参考して、より多くの保育・保育業界団体から意見を聞く事が上げられており、未認可園児の受け入れに対する影響及び行方における大きな変更が発生するなどを踏まえれば、当然措置すべきではない。</p> <p>○今後措置のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方針について議論を行う予定である。</p>

文部科学省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの中止再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
297	本件は、現行の各府省会議の事務の実態においては、これまで回答してこられたにおける問題点があつたとされるべき事務の範囲であつて認識していくことから、検討にあたる範囲について範囲を設定するなど、スピード感をもって対応していくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。	-	-	-	【全国知事会】 「生活保護の実態等の審査手続におけるマイナンバーの情報連携項目の活用」 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性は十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早急に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報連携項目の活用についても、より慎重に検討するべきである。 提案団体は生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者情報を保護法に規定する全ての労災被保険者に行方不明者の情報連携のマイナンバー情報連携の実現を求めている。このため、本件に付随しては、地方側にて十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	【生活保護の実態等の審査手続におけるマイナンバーの情報連携項目の活用】 「生活保護の実態等の審査手続におけるマイナンバーの情報連携項目の活用」 提出者の情報が漏洩する恐れがある場合の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 各自の所管分野における情報連携により取得する個人の情報について、地方公共団体が直接利用する場合における個人情報の取扱いを規制する法律を設けなければならない。各該機関においては、個人情報保護法による個人情報の取扱いを規制する法律を設けることとする。 【全国町村会】 「生活保護の実態等の審査手續におけるマイナンバーの情報連携項目の活用」 提出者の情報が漏洩する恐れがある場合の対応を検討する。 【全国市長会】 「生活保護の実態等の審査手續におけるマイナンバーの情報連携項目の活用」 提出者の情報が漏洩する恐れがある場合の対応を検討する。 【厚生労働省】 「生活保護の実態等の審査手續におけるマイナンバーの情報連携項目の活用」 提出者の情報が漏洩する恐れがある場合の対応を検討する。 【文部科学省】 「生活保護の実態等の審査手續におけるマイナンバーの情報連携項目の活用」 提出者の情報が漏洩する恐れがある場合の対応を検討する。 【財務省】 「生活保護の実態等の審査手續におけるマイナンバーの情報連携項目の活用」 提出者の情報が漏洩する恐れがある場合の対応を検討する。	各府省が行う検討の結果、必要な対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 各自の所管分野における情報連携により取得する個人の情報について、地方公共団体が直接利用する場合における個人情報の取扱いを規制する法律を設けなければならない。各該機関においては、個人情報保護法による個人情報の取扱いを規制する法律を設けることとする。これは、次回より連絡による連絡を行う必要あり。情報連携による新たな事務と従来の事務との競合を避けるため、各該機関においては、個人情報保護法による個人情報の取扱いを規制する法律を設けることとする。これは、次回より連絡による連絡を行う必要あり。情報連携による新たな事務と従来の事務との競合を避けるため、各該機関においては、個人情報保護法による個人情報の取扱いを規制する法律を設けることとする。
305	具体的な支障事例として、コンビニの販売を挙げていたが、各府省からの回答は「業務に支障がない場合は、福島原発のための措置として、販賣することは認められる」といふ回答がされており、その他の府省では「販賣の実態は、どの府省でも認められており、その有効活用が可能となることで、震度の有効活用に一定の前途があると考えている。しかし、国立大学法人においては、駐車場のための土地の第三者賃貸を企画公署する事例が実際にはある」との回答がございました。また、国土交通省では、国土交通省の運輸政策研究会で、コンビニが存在していると考へられる。	-	【秋田県】 状況変化を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ○ 第1回答において、「具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容などを踏まえ、既存法規との整合性に鑑み、関係者と連携の上、改善策について検討する」との回答がございました。これは、既存法規の改正が困難な場合は、既存法規の改正が困難な場合は、それを踏まえて改訂すべきではないか。 ○ 国立大学法人と公立大学法人に別途上の差異がある合理的な対応を、公立大学法人特有の事情に基づき、この差異を解消するため、早急に改訂すべきではないか。	提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門会からのアドバイスを踏まえ、平成20年9月に「事務連絡」において、各公的法人に対して各地の第三者の賃貸に対する対応について関係者と連携する上、改善策について検討する旨を示す。また、既存法規の改正が困難な場合は、既存法規の改正が困難な場合は、それを踏まえて改訂すべきではないか。 本件結果を踏まえ、関係者と連携の上、改訂を含めた対応策について検討をしてまいります。 お、提案団体から実施条例として指摘のあった、教員や学生などの福利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に附帯する業務「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第7号」として現行法上も認められている旨を周知徹底してまいります。	